平成２０年（フ）第１４４号
三重県度会郡大紀町阿曽1983番地４、住民票上の住所三重県度会郡大紀町柏野1557番地３
破産者　本田　美好
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９６号
三重県多気郡多気町土羽382番地
破産者　熊谷　博夫
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３４号
三重県志摩市大王町船越1953番地２
破産者　南　　松代
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１３７０号
京都府城陽市寺田東ノ口17番地の204
破産者　株式会社台所家
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９号
香川県高松市飯田町23番地
破産者　株式会社桜工務店
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第１４３６号
熊本市田井島３丁目９番10号
破産者　有限会社丸西自動車
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４４１号
金沢市西念３丁目８番25号　アネックス3811―105号室
破産者　油谷　栄一
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１９号
金沢市大桑新町上葭島欠13番地１
破産者　五十嵐芳和
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
石川県金沢市金石北３丁目14番23号　県営住宅２棟204号
破産者　新井直美こと　金　　直美
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８号
佐賀県佐賀市天神１丁目１番10号
破産者　高尾　敦子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
宮城県石巻市根岸３丁目85―15　根岸アパート105、開始決定時の住所宮城県岩沼市吹上１丁目８番13号
破産者　長田　仁喜
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
仙台市青葉区中山台２丁目10番地の３、開始決定時の住所仙台市泉区高森４丁目２番地の146
破産者　佐藤由紀子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６０号
仙台市宮城野区岩切１丁目３番18号　コーポオリーブ102
破産者　鈴木　文信
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
水戸市若宮１丁目７番２棟401号　県営若宮アパート
破産者　志賀　徳彰
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７４号
栃木県那須塩原市一区町1479番地３
破産者　草野　　憲
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１０２号
栃木県大田原市美原１丁目６番７号　シティハイツ黒川101号、前住所栃木県大田原市中田原328番地
破産者　鈴木　福江
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第４３３号
埼玉県三郷市三郷１丁目12番地19　徳重コーポラス101
破産者　今福　志保
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
埼玉県越谷市大沢595番地３　ベルメゾン北越谷108、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目９番７―403号　姫宮ガーデンハウス
破産者　渡邊　聖夫
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
新潟市南区大通南２丁目１番地
破産者　齋藤　幸生
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３０９号
金沢市横山町６番32号、開始決定時の住所富山県射水市南太閤山９丁目75番地
破産者　月安智惠子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部